

デマに要注意

公共料金の値上がりはありません！

水道料金・市営住宅・税金など都構想で値上がりは一切ありません。

行政サービスは、特別区に引き継がれます！

都構想でなくなることはありません。

敬老バスや医療費助成など、各種サービスは特別区に引き継がれます。

区役所窓口はそのままです！

24 区役所は残り、窓口サービスはなんら変わらずこれまでの区役所で

住所変更に際して、お手続きは不要です！

不要なお手続き一覧

〔参考〕熊本市において手続きが不要とされていたもの

〈暮らし〉

- 電気使用者の住所
- 電話番号、電話帳に記載されている住所
- 預金通帳、キャッシュカード※1
- 保険証書（証券）※2
- 都市ガス、水道、下水道使用者の住所
- 保育園在園児、学校等への住所変更手続き
- 旅券（パスポート）申請、交付手続き

※1 「一般的には手続きは必要ありませんが、詳細については、お取り引きの金融機関にお問い合わせください。」との記載あり。

※2 「詳細については、お取り引きの保険会社にお問い合わせください。」との記載あり

〈戸籍・住民票・税金関係〉

- 住民票
- 戸籍
- 印鑑登録、印鑑登録証
- 住民基本台帳カード
- 外国人登録証明書
- 市税等の証明書
- 原動機付自転車の標識（ナンバープレート）の変更

〈年金・健康保険関係〉

- 介護保険被保険者証
- 国民健康保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 国民年金加入者の住所（第1号、第3号被保険者）
- 厚生年金加入者の住所

〈運転免許・車検証・登記関係〉

- 自動車運転免許証
- 自動車検査証
- 自動車保管場所証明書
- 不動産（土地、建物）登録簿の所在
- 会社等（商業、法人等）登記簿に記録された本店、主たる事務所および役員の住所

〈福祉・保険関係〉

- 身体障がい者手帳
- 療育手帳
- 精神障がい者保健福祉手帳
- 特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当
- 自立支援医療費受給者証
- 児童手当

- 母子健康手帳
- 乳幼児医療費受給資格者証
- 子ども医療費受給資格者証
- 特定疾患医療受給者証
- 小児慢性特定疾患医療受診券
- 養育医療券
- 育成医療券